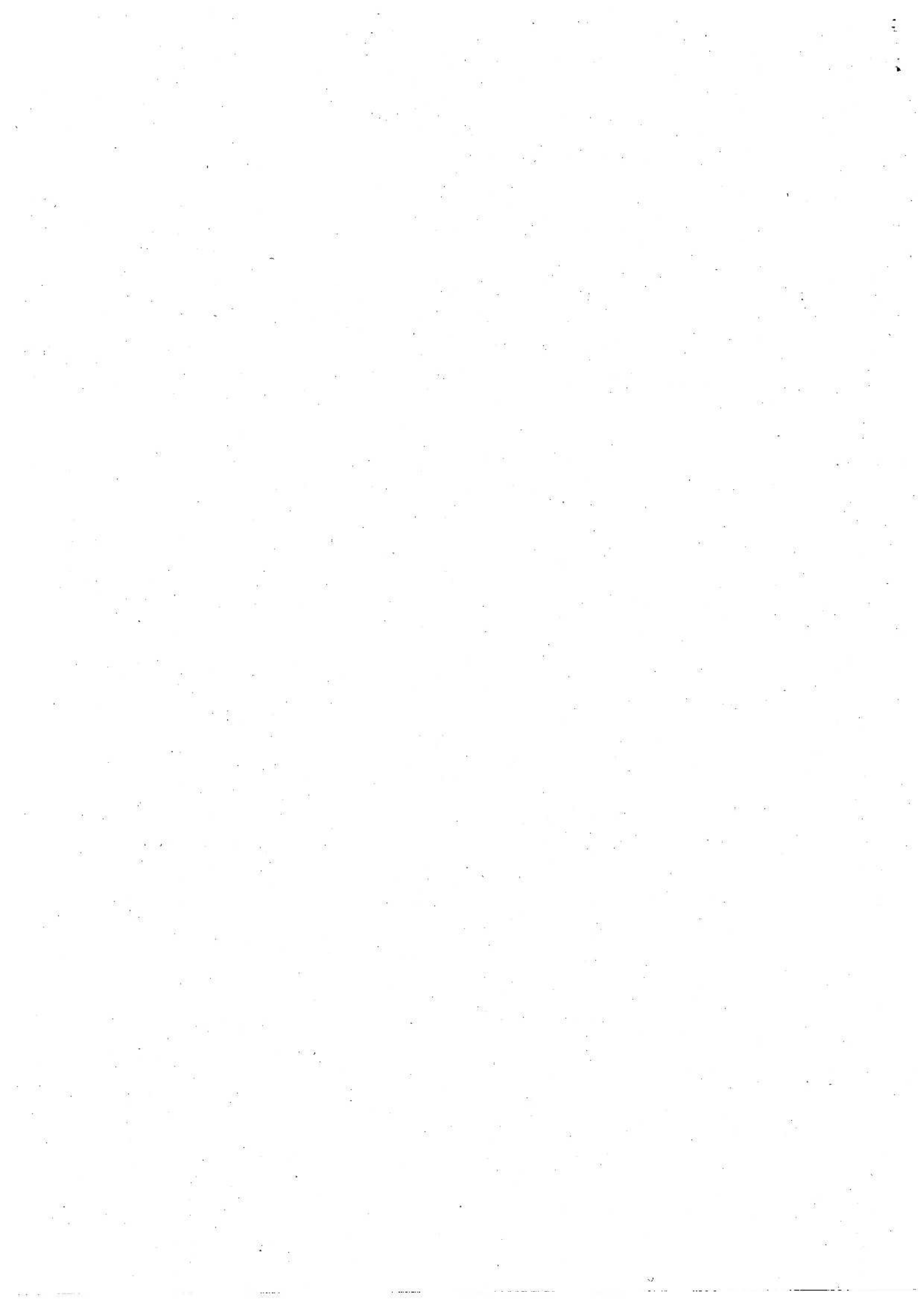


第 22 期愛知海区漁業調整委員会

第 3 回 会 議 議 事 録

令和 3 年 7 月 16 日
愛知県水産会館 5 階 大会議室



日	時	令和3年7月16日（金）午前10時30分から午前11時まで			
場	所	愛知県水産会館5階大会議室			
議	題	第1号議案 中型まき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問） 第2号議案 区画漁業に関する委員会指示について（指示） 第3号議案 太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について 報告事項 漁業に関する協定について			
出	席	委員	山下三千男	黒田 勝春	稲垣 芳樹
			山本 昌弘	中根 静夫	吉武 正康
			榊原 満男	鈴木 輝明	小林 清和
			岩田 靖宏	吉田 和広	長谷川桂子
事	務	局	職	員	
				書記長	服部 嘉文
				主 査	柘植朝太郎
				非常勤職員	田中紀代子
農	業	水	産	局	
			水	産	振 興 監
				課	岡田 元
			〃	担当課長	岡本 俊治
			〃	課長補佐	柴田 晋作
			〃	主 任	堀木 清貴
			〃	技 師	市來 亮祐
					和地 柚貴

事務局（服部）	定刻となりましたので始めさせていただきます。開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。 資料は会議次第、配席図、第1号議案から第3号議案、報告事項の以上6種類でございますが、過不足はございませんでしょうか。 〔資 料 確 認〕 それでは、ただ今から第3回愛知海区漁業調整委員会会議を開催します。 最初に山下会長から御挨拶をお願いいたします。
会長（山下三千男）	皆さんこんにちは。 第3回愛知海区漁業調整委員会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。 委員各位、また、行政関係者の皆様におかれましては、お忙しいところ御出席いただき、御礼申し上げます。 本日は、議案3件と報告事項1件が上程されております。委員の皆様には円滑な議事進行に御協力をいただくことをお願いいたします。
事務局（服部）	ありがとうございました。それでは、岡田水産振興監から御挨拶をお願いいたします。
水 産 振 興 監	こんにちは。第3回愛知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、私からも一言御挨拶申し上げます。委員の皆様方には、お暑い中御出席いただき誠にありがとうございます。また、日頃は本県の水産振興に御理解、御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。早いものでもう7月で、ちまたでは東京オリンピックやコロナワクチン接種の進捗の話がよく聞かれます。また、お隣の静岡県熱海市では、大雨の影響で7月3日に大規模な土石流が発生

	し、大きな被害が出たということで、痛ましい報道が続いたところでもあります。 本県でも、連日、大気が不安定な状況でありまして、雨の日が続き河川からの出水もあり、豊川河口のアサリ稚貝への影響が心配されたところですが、今週行われた水試の調査結果では、現在のところ順調と聞いております。 県といたしましても、水産関係のコロナ対策の一つとして、今回の6月補正で貝類などの種苗放流経費の支援を行う予算を確保いたしまして、豊川河口のアサリ稚貝についてもその対象となっております。特別採捕の許可も7月12日に出ておりますので、県内アサリの資源回復に向けて十分活用していただきたいと思いますと考えております。 本日の議題は、議案3件、報告事項1件と伺っております。委員の皆様には、慎重審議をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。
事務局（服部）	ありがとうございました。 本日は定員15名のうち、15名全員の方の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定により、この委員会の会議は成立しました。 それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして、山下会長に議長をお願いいたします。
会長（山下三千男）	私が議長を務めますので、よろしくお願いいたします。 では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、稲垣委員、山本委員をお願いいたします。 ただ今より議事に入ります。 第1号議案の「中型まき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」水産課から説明をお願いします。

水産課（市来）

「中型まき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」御説明いたします。

漁業の許可は漁業種類毎に定めた定数の範囲内で行います。また、廃業等により定数に空きが生じた場合には、毎年一回、新規許可を行うこととしており、今回、新規の許可を行う漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について諮問するものであります。

また、10月31日に許可の有効期間の満了を迎える、さし網漁業についても合わせて諮問いたします。

1ページを御覧ください。

[諮問文朗読]

3ページを御覧ください。

今回許可を行う漁業種類の許可数等を取りまとめております。

表の左側から漁業種類、許可の定数、6月1日時点の許可数、定数から許可数を差し引いたいわゆる許可の空き数、今回公示する許可数、最後に許可又は起業の認可を申請すべき期間を示しています。

4ページ以降に漁業種類毎の公示案文を示しております。

ここでは例として中型まき網漁業について御説明します。4ページを御覧ください。

記載しております制限措置は、本委員会で御承認いただいた内容となっております。

このうち、今回変更のある箇所について説明いたします。

1（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、1隻とします。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和3年7月21日（水）午前8時45分から令和3年8月20日（金）午後5時30分までといたします。

	3（3）愛知県漁業調整規則第11条第6項に規定するくじは、愛知県において行うものいたします。また、公示は7月20日を予定しています。 以降同様に、今回許可する漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について記載しております。 以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。
会長（山下三千男）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。 質問もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	（異議なし）
会長（山下三千男）	質問もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	（異議なし）
会長（山下三千男）	異議なしの声がありましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手願います。
委員（全員）	（挙手全員）
会長（山下三千男）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、第1号議案「中型まき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は原案どおり適当と認めることとします。 次に第2号議案の「区画漁業に関する委員会指示について」事務局から説明をお願いします。

事務局（柘植）	それでは、第2号議案「区画漁業に関する委員会指示について」を御説明いたします。 資料の3ページをご覧ください。 こちらが現在発動中の委員会指示でございます。 区画漁業に関する委員会指示は、のり養殖等の施設が漁業時期終了後もそのまま放置された場合、漁場利用において問題が生じる可能性があること、また、航行の安全性を確保するために発動しているものです。 今回、この委員会指示は令和3年8月31日に指示の有効期限を迎えます。 今後も委員会指示を継続して、漁場の適切な利用、航行の安全性確保に努めてまいりたいと考えております。 資料1ページにお戻りください。今回、御審議いただきます指示案を示しております。 内容は現指示文書から変更はなく、漁業法改正に伴う条ずれを修正し、指示の有効期間を令和3年9月1日から令和4年8月31日まで1年間更新するものです。それでは、指示案を朗読させていただきます。 [指 示 案 朗 読] 本案が御承認いただければ、指示案にもありますとおり、公報登載日は8月24日を予定しております。 なお委員会指示の告示文につきましては、今後、県法規担当部局への協議を行い、内容に影響のない修正につきましては、県法規担当部局の指導に従ってまいりますので、御了承願います。 以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。
会長（山下三千男）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。 質問もないようですので、議案を採決することに御異議はござ

	いませんか。
委員（多数）	（異議なし）
会長（山下三千男）	異議なしの声がありましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手願います。
委員（全員）	（挙手全員）
会長（山下三千男）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、第2号議案「区画漁業に関する委員会指示について」は原案どおり適当と認めることとします。 次に第3号議案の「太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について」事務局から説明をお願いします。
事務局（柘植）	第3号議案 太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について、御説明させていただきます。 1 ページをご覧ください。太平洋広域漁業調整委員会委員の互選結果について、7月21日までに報告を求める愛知県農業水産局水産課の依頼文です。これは、現在の広域漁業調整委員の任期が令和3年9月30日までであることから、次期委員を選出し、報告するものであります。 続きまして、3ページをご覧ください。太平洋広域漁業調整委員会について改めてご説明いたします。 1 委員会の設置ですが、広域漁業調整委員会は漁業法第152条第1項の規定により、太平洋、日本海・九州西海域、瀬戸内海に設置されています。 2 委員会の機能としては、広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について、協議調整を行います。4ページおよび5ページをお願いします。昨年度の開催状況についてです。昨年度は太平洋広域漁業調整委員会が3回、その部会で

あります太平洋南部会が1回、全てWEB会議で開催されております。会議の内容については資料のとおりでございますが、本県に関係の深い協議事項といたしましては、令和2年12月2日開催の第29回太平洋南部会および同日開催の第33回太平洋広域漁業調整委員会における、「広域魚種の資源管理について」や「伊勢湾三河湾のイカナゴに関する広域漁業調整委員会指示について」が挙げられます。

3ページに戻っていただきまして、3 委員構成ですが、委員会は、漁業法第153条の規定により、都道府県ごとに互選する沿岸漁業の代表者を主とする海区代表者と、国が選任する沖合漁業の代表者を主とする関係漁業の代表者、学識経験者で構成され、太平洋広域漁業調整委員会については委員数が28名となっております。このうち海区代表者は、太平洋の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が都道府県ごとに互選した者、各一人となっております。

本委員会としては、令和3年4月8日開催の第1回委員会におきまして、前広域委員の任期末である令和3年9月30日まで、鈴木輝明委員に御就任いただいておりますが、次期令和3年10月からの広域委員について、7月末までに水産庁に報告する必要がありますので、今回の海区委員会におきまして次期委員の選出をお願いするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

会長（山下三千男）

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問、御意見はございますか。

委員（山本）

委員の選出については、指名推薦で選んではいかがでしょうか。

会長（山下三千男）

ただいま、山本委員より指名推薦で選んではどうかという御意

	見がありましたが、そのように取りはからってよろしいですか。
委員（多数）	（異議なし）
会長（山下三千男）	それでは、委員の皆様にご賛同いただきましたので、指名推薦で行いたいと思います。どなたかの御推薦はございますか。
委員（山本）	鈴木輝明委員に引き続きお願いしたいのですが、どうでしょうか。
会長（山下三千男）	ただいま山本委員よりいただきました指名推薦に対し、採決をいたしたいと思います。鈴木輝明委員を太平洋広域漁業調整委員会委員とすることの賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員（多数）	（挙手多数）
会長（山下三千男）	ありがとうございました。 挙手多数と認め、令和3年10月1日から引き続き太平洋広域漁業調整委員会委員は、鈴木輝明委員にお願いすることといたします。 鈴木輝明委員さん、就任の御挨拶をお願いします。
委員（鈴木輝明）	御指名ですので、それでは私の考え方というほどではございませんが、少しだけお話をさせていただきたいと思います。 伊勢・三河湾のイカナゴについては、愛知県、三重県の試験研究機関の研究成果に基づいて、両県の合意の基に適正な資源管理政策がとられてきた、全国的にみても非常に好事例ということで、いろいろな水産関係の雑誌や教科書にも載っている、非常に著名な資源管理方策ですが、近年、禁漁ということで、資源量が非常に低下している状況にあります。こういった状況の中で、私個人の意見ではありますが、近年のイカナゴ資源については、全

国でも同じ様な傾向がみられる、特に瀬戸内海では伊勢・三河湾と全く同じように非常に大きな打撃を受けている訳であり、単に漁業者の漁獲規制だけで解決できる問題ではないと考えています。やはり、イカナゴを支える外海及び内湾のさまざまな関係、特に近年問題とされており、アサリ等でも問題となっております、栄養塩関係の低水準化、いわゆる貧栄養化も関わっていると思います。

現在、そういった行政や研究にも関わっておりますけれども、そういう自分なりの考えを持ちながら、この広域の委員会の中の愛知県の考え方を代表して、意見を述べて参加していきたいと思います。愛知県にとって決して、こういう言い方はおかしいかもしれませんが、損にならないような我々の立場をとっていきますので、非力ではございますが、頑張りたいと思います。

水産業者の方々、水産試験場の方々、また関連する漁業者の方々にもこれからいろいろお知恵を拝借するかと思いますよろしくお願いします。

会長（山下三千男）

ありがとうございました。引き続きよろしくお願いします。

次に報告事項の「漁業に関する協定について」水産課から説明をお願いします。

水産課（市来）

報告事項「漁業に関する協定について」の資料をご覧ください。表紙をめくっていただき、「漁業に関する協定第10条に基づく紛争処理委員会委員名簿」及び「漁業に関する協定第11条に基づく資源専門家委員会委員名簿」です。

三重県側委員につきまして、7月5日付けで変更の通知がありましたので、両委員会の委員名簿を変更いたしました。変更箇所には下線が引いてあります。

以上で説明を終わらせていただきます。

会長（山下三千男）

ありがとうございました。

ただ今の内容につきまして、何か御質問等はございますか。

質問等もないようですので、以上で本日の予定の議題はすべて終了しました。

これをもちまして第3回委員会を終了します。委員の皆様方、お疲れ様でした。

議 長

委 員

委 員

